

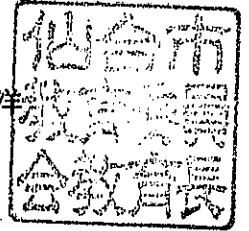


H31 教生第 2650 号

令和 2 年 2 月 4 日

仙台市社会教育委員の会議
委員長 高橋 満 様

仙台市教育委員会
教育長 佐々木 洋



すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」

2 諮問理由

仙台市では、これまで多様な学びの機会提供や主体的な学びの支援、参加促進を図ってきました。令和 3 年度までの第 2 期教育振興基本計画においては「学びにあふれ交流するまちをつくる」ことを基本的方向性とし、すべての市民が生涯を通して学び、豊かな人生を送ることができるよう、各種施策を展開しています。

社会状況の変化や価値観の多様化が進む中、市民一人ひとりが充実した生活を送り自己実現を図っていくためには、生涯を通じて学ぶことが重要です。生涯学習施策は、市民一人ひとりの学習要求の実現に資するとともに、市民生活から生じる社会的課題の解決に対応するものでなければなりません。そして教育施策の視点として重要なのは、現在学びに参加できていない市民が積極的・主体的に活動できる条件を整備することと言えます。

しかし実際には、高齢者についてはその力を有効に活用するための活動が活発化し、主体的な学びや社会参加が行われていますが、若者や障害児・者の学びとのつながりには、引き続き課題が見受けられます。積極的・主体的活動が進まない場合の理由を調査し、促進のため生涯学習施策にできること・求められることは何か検討していただきたいと考えております。

以上のことから、次期教育振興基本計画の策定も見据え、「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」諮問いたします。ご審議いただくにあたっては、次の視点を踏まえてご検討をお願いいたします

第一の視点は、「障害児・者の社会教育へのアクセス」です。

本市では、生涯学習施策として、聴覚障害者の社会教育施設等実施事業参加のための手話通訳者・要約筆記者配置の実施や、知的障害者の仲間づくりや生活上の知識・技能習得に向けた学習機会提供を行っています。また福祉施策としても障害児・者の学習や社会参加支援が実施されており、平成28年4月には、すべての人が自立と社会参加を実現できるまちを目指し「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行されています。

障害児・者が自身の生活を豊かにし地域社会へ積極的に参加することを推進していくためには、学びの機会の保証や環境整備は欠かすことのできない事項と言えます。そこで、今後教育行政・生涯学習施策として取り組むべきことをご検討いただきたいと思います。

第二の視点は、「若者の学びへの参加」です。

人生100年時代、高齢者の地域参加や学びによる活力創造の機会が拡大しています。一方、若者の学びや地域社会への参加については、参加者が固定化し、参加者増や活動拡大が課題であるという声が聞かれます。各区中央市民センターでは、若者の地域活動を促し、地域づくりへの関心創出と自主的・自発的参加を図るために講座等を実施していますが、参加者は少なく、担い手確保に苦慮している状況です。若者が地域で学び地域社会に参加したり、そこで世代を超えて交流することの意義や必要性、現状でその推進に障壁となっていることは何かを踏まえ、今後の生涯学習施策に求められる視点や取り組みをご検討いただきたいと思います。

これらのことから、「新しい学習者層の拡大」のための効果的な施策についてご議論いただきたく存じます。